

70歳未満 の人は 入院前に必ず申請してください

平成19年4月から入院時の窓口での支払が下記に記載された自己負担限度額までになります！
限度額適用認定証の交付を受けてください。

自己負担限度額（月額）		自己負担限度額は所得区分によって異なります。	
所得区分	3回目まで		4回目以降
上位所得者	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%		83,400円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%		44,400円
住民税非課税世帯	35,400円		24,600円

『限度額適用認定証』を医療機関に提示することで窓口の支払が自己負担限度額までとなります。
入院する場合は、忘れずに『限度額適用認定証』の交付を申請してください。
現在、『標準負担額減額認定証』の交付を受けている方は新たに申請する必要があります。

- 手続きに必要なもの 保険証・印鑑 ※申請の受付は4月以降になります。
- 問い合わせ先 健康増進課保険係 電話 53-1111（内線2141）

農家の皆さまへ 品目横断的経営安定対策 が始まります。

※ この対策には、米・麦・大豆が適用になる「収入減少影響緩和対策（収入減少に対する補てん）」と
麦・大豆が適用になる「生産条件格差是正のための交付金」があります。

現行の米価下落の補てん対策（稲得、担経）よりメリットが拡大します。

☆農家の補てん金拠出負担が大幅に軽減されます。

- ①拠出割合は、約1：2から1：3（生産者：国）に縮小
- ②拠出金の残額が当年産の拠出金額の2倍以上ある場合は、拠出を休むことが可能です。

☆拠出金は、「掛け捨て」ではなく、必ず返ってきます。

拠出金について

☆加入申請書等を農政事務所（国の機関）へ4月1日～6月30日の期間中に提出。

（加入条件は、農地基本台帳の田畑面積：認定農業者2.6ha以上、集落営農10.6ha以上など）

☆拠出金は、加入手続後、農政事務所から額が通知され7月31日までに指定口座へ入金

※例えば、10a当たりの標準的収入額（県ごと）が12万円の場合、4haの農家の拠出金は約11万円。

補てん金について

※10a当たりの標準的収入額（12万円）が平成19年産で10%減少した場合、生産面積4haの農家の
収入減収額は48万円。

☆この場合、補てん金は43万円（このうち、約33万円は国からの交付金）

補てんの対象となる米の範囲について

補てんの対象となる米は、生産目標数量の範囲内
で農産物検査3等以上の次のもの

- ①JA等に出荷するもの（種子は除く）
- ②消費者等と契約を結んで直接販売するもの（販売価格が市場動向を反映する場合のみ）

【お問い合わせ先】

鹿児島農政事務所地域第一課 TEL22-4156
町役場担い手育成支援室 TEL56-1111
(内線2426, 2427)

広報紙, 町ホームページに 広告を載せてみませんか

詳しくは、広報さつま1月号又は町ホームページをご
覧ください。 <http://www.satsuma-net.jp/>